

箕輪町 第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料

介護保険料は、箕輪町の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）の23%分を箕輪町にお住いの65歳以上の方の人数で割ることにより「基準額」を決定します。その基準額をもとに、所得段階別の年間保険料額が決まります。保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

対象となる方		所得段階	保険料（円）
			年額
本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額（※1）とその他の合計所得金額（※2）の合計が	① 80.9万円（※4）以下 ② 生活保護受給者 ③ 老齢福祉年金受給者	第1段階	17,100
	80.9万円（※4）超から 120万円以下	第2段階	29,100
	120万円超	第3段階	41,100
本人は住民税非課税だが、世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額（※1）とその他の合計所得金額（※2）の合計が	80.9万円（※4）以下	第4段階	54,000
	80.9万円（※4）超	第5段階	60,000
本人が住民税課税者で、本人の合計所得金額（※3）が	120万円未満	第6段階	74,400
	120万円以上190万円未満	第7段階	76,800
	190万円以上210万円未満	第8段階	79,200
	210万円以上320万円未満	第9段階	91,200
	320万円以上500万円未満	第10段階	102,000
	500万円以上620万円未満	第11段階	108,000
	620万円以上720万円未満	第12段階	114,000
	720万円以上	第13段階	120,000

（※1）課税年金収入額とは、障害年金や遺族年金以外の年金収入をいい、公的年金控除を差し引く前の金額です。

（※2）その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。0円を下回った場合は0円とみなします。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います（0円を下回った場合は0円とみなします）。

（※3）合計所得金額とは、年金・給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除（扶養控除や社会保険料控除等）や損失の繰越控除をする前の金額です。また、土地売却等に係る特別控除がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用います。

（※4）「対象となる方」の欄における「80.9万円」は、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）の適用となります（介護保険法施行令の一部改正による）。令和6年度（2024年度）は「80万円」と読み替えてください。